

議第99号

京都市青少年科学センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市青少年科学センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市青少年科学センター条例の一部を改正する条例

京都市青少年科学センター条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項各号列記以外の部分中「額」の右に「(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加え、同項第 1 号中「小学校」の右に「(小学校に相当する各種学校を含む。以下この項において同じ。)」を、「中学校」の右に「(中等教育学校の前期課程及び中学校に相当する各種学校を含む。以下この項において同じ。)」を、「高等学校」の右に「(中等教育学校の後期課程、専修学校の高等課程及び高等学校に相当する各種学校を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「又は生徒」を「生徒又は学生」に改める。

別表一般の項中「500」を「510」に、「450」を「460」に改め、同表備考 3 中「相当する額」の右に「(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加える。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、入場料及びプラネタリウム観覧料の適正化を図る必要があるので提案する。